

答 申 第 1 5 号

平成17年 8月 8日

仙台市教育委員会 様

仙台市情報公開審査会長

渡 邊 克 彦

仙台市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成16年12月1日付教学相第41号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第15号 仙台市立 中学校の「教育相談カード」の公文書非開示決定に対する異議申立てについて

答 申

(諮問第 1 5 号)

1 審査会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が異議申立人（以下「申立人」という。）の行った公文書開示請求に係る公文書を、非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、申立人が仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号。以下「条例」という。）に基づき、「 中学校の問題行動に関する指導（職員会資料を含む）の記録等の一切の文書」の開示を請求したのに対し、実施機関が「仙台市立 中学校の「教育相談カード」」を特定し、平成16年9月21日付で非開示決定したことについて、その取消しを求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が主張した異議申立ての理由は、異議申立書(別添1-1参照)、意見書(別添1-2参照)及び口頭による意見陳述のとおりであるが、本件異議申立てに係る公文書が開示されるべきとするその主な理由は、非行や問題行動、いじめ等根絶のため、実施機関が保護者や市民に対し最大限指導情報を公開すべきであること及び個人情報以外の一般情報については開示されるべきであることに要約される。

4 実施機関の説明

実施機関が行った非開示理由についての説明は、非開示理由説明書に記載のとおりである（別添2参照）。

5 審査会の判断

(1) 本件異議申立ての対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）について

本件対象公文書は、仙台市立 中学校において、個々の生徒に応じた適切な指導、継続した指導及び学級、学年を超えた情報交換等の資料として活用するために独自に作成しているもので、家族構成、進路希望等が記録された「教育相談カード」及び家庭との連絡、指導の記録等が記録された「指導記録」から構成されている。

なお、「教育相談カード」については、生徒毎に作成されているが、「指導記録」については、一部の生徒にのみ教育相談カードに添付される形で作成されている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、個人のプライバシーの保護を十全ならしめるため、特定の個人が識別され得るような形で、個人に関する情報が記録されている公文書については、

同号ただし書イ（法令等又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報）、ロ（人の生命、財産等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）又はハ（公務員の職務の遂行に係る情報）に該当する場合を除き、これを開示しないこととする旨定めたものである。

イ 本件対象公文書は、生徒個人について作成されたものであるから、その性格からして同号本文に該当すると認められるところ、申立人は、本件対象公文書に記録されている情報のうち教育に係る統計情報や問題のある生徒に対して、どのような工夫をして指導したのか、再発防止策をどのように改善・見直したのか等の情報は一般情報であり開示されるべき旨主張する。本件対象公文書の中に、個人を識別されない統計情報や当該生徒のみならず学校全体としての方針に係る記載などがあり、これを個人識別性のある部分と容易に分離できるときは、当該分離された部分は個人情報に含まれないものとして、部分開示も検討されるところであるので、以下この観点から、本件対象公文書について、同号本文該当性を検討する。

ウ 本件対象公文書のうち「教育相談カード」は、生徒又は保護者が様式に従い家族構成や進路希望等を記載した後に学校に提出したものをそのまま綴ったものであり、この中に統計情報や学校全体としての方針に係るような情報は認められない。したがって、「教育相談カード」は、全体として同号本文に該当するものと認められる。

エ 本件対象公文書のうち「指導記録」は、担任の教諭が作成した家庭との連絡や生徒に対する指導の経過等の記録であるが、「指導記録」に記録されている内容は、生徒に対する個別の対応の経過、家庭との連絡文書のコピー及び生徒の特徴に関するメモであって、統計情報や学校全体としての方針に係るような情報は認められない。したがって、「指導記録」も、全体として同号本文に該当するものと認められる。

（3） 結論

以上のとおり、本件対象公文書は、条例第7条第2項本文に該当するので、非開示が相当である。よって、冒頭のとおり判断する。

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮 問 第 1 5 号)

年 月 日	内 容
平成16.12.3	・ 諮問を受けた
16.12.16	・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から理由説明書を受理した
17.1.4	・ 異議申立人から（理由説明書に対する）意見書を受理した
17.1.22 （平成16年度第5回 情報公開審査会）	・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
17.2.3 （平成16年度第6回 情報公開審査会）	・ 諮問の審議を行った
17.3.4	・ 異議申立人から意見陳述申出書を受理した
17.3.24 （平成16年度第7回 情報公開審査会）	・ 諮問の審議を行った
17.5.13 （平成17年度第1回 情報公開審査会）	・ 諮問の審議を行った
17.6.17 （平成17年度第2回 情報公開審査会）	・ 異議申立人が口頭による意見陳述を行った ・ 答申案の審議を行った